

美作市子ども読書活動推進計画（第2次）

令和3年3月

目 次

第1章 計画の策定について

1. 子どもの読書活動の意義 1
2. 国の動き 1
3. 県の動き 2

第2章 美作市の取り組み

- 第1次美作市子ども読書活動推進計画の成果と課題 2

第3章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

1. 基本方針 6
2. 計画の実施期間 6
3. 計画の対象年齢 6

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進 7
2. 学校園における読書活動の推進 9
3. 公立図書館における子どもの読書活動の推進 10
4. 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進 11

- 資料 12

第1章 計画の策定について

1. 子どもの読書活動の意義

子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにしていくために、読書は欠くことのできないものです。本を読むことで、知識を得たり、物事を深く考え、楽しみを享受することができます。特に乳幼児期の子どもは、絵本の中の登場人物やものに感情移入し、話の展開を楽しむことで、言葉を知り、色々な人の考え方や感じ方に触れ、表現力や想像力を豊かにし、未知の世界への興味や関心を高めていきます。内容を自分自身の考え・経験・感情と照らし合わせ、より深く内容を理解していくことで、自分自身を成長させます。しかし、高度情報化社会の現代においては、テレビ、ゲーム、インターネット等の発達・普及による社会環境の変化によって、子どもを取り巻く生活環境、余暇時間の過ごし方の多様化、さらに幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」「活字離れ」が指摘されています。次代を担う子どもの心豊かな成長のためにも、社会全体で連携を図りながら、子どもが読書を習慣化できる読書環境の充実に取り組むことが必要です。

2. 国の動き

平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）が施行されました。そして、平成 14 年には、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」が策定され、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した推進が求められています。その後、平成 20 年には国の「第 2 次基本計画」が、平成 25 年には国の「第 3 次基本計画」が策定されました。平成 30 年には、「発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成する」「友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める」という二つにポイントおいた、国の「第四次基本計画」が策定されました。

3. 県の動き

岡山県は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）に基づき、国の第 4 次までの「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び第 3 次までの「岡山県子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえ、第 4 次岡山県子ども読書活動推進計画を策定しました。第 4 次計画では、自ら本を読み、読書を通じて自分の生活をより豊かにできる子どもを育てることを目的に、「学校等における子どもの読書活動の推進」「家庭教育への支援及び子どもの読書活動を支える人材の育成・協働」「県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動推進」を含めた三つの柱とし、子どもの読書活動に関わる様々な大人たちの連携が求められています。

第 2 章 美作市の取り組み

平成 27 年 3 月に策定した「美作市子ども読書活動推進計画」（平成 27 年度～平成 31 年度）では、読書習慣の定着・読書活動に自主的に取り組むことができる環境を整備することを目的に、子どもの発達段階に応じ、乳幼児期、学童期、青年期にわけて、具体的な取り組みを盛り込み、家庭、学校、地域が一丸となり読書活動を推進してきました。今回の策定は、「美作市子ども読書活動推進計画」における取り組みと成果に関し、新たな課題を整理し、子どもの読書活動をさらに推進するため、基本施策の見直しを行うものです。

第 1 次美作市子ども読書活動推進計画の成果と課題

第 1 次計画では、本市の子どもたちが、読書活動に自主的に取り組むことができる環境を整備することを目的に、次のことを基本方針として取り上げています。

【第 1 次計画基本方針】

子どもの発達段階に応じて、乳幼児期、学童期、青年期（前・中期）に分けて、子どもの読書習慣の定着に向けて家庭、学校、地域が協力し、一丸となって環境整備していく。

【重点的な取組と成果】

乳幼児期における取組

① ブックスタート事業を通し、親子のコミュニケーション方法としての絵本の活用、成長に応じた絵本の選び方など統一した説明を行いました。子育てにおける読み聞かせや読書活動の必要性に対する理解が進んでいます。

② おはなし会¹の実施

市内7つの読み聞かせ団体が、公立図書館でのおはなし会を月1回のペースで行ってきました。



○ 読み聞かせボランティアによる絵本や紙芝居の読み聞かせ、身近な材料を使った工作、手遊びなどを行っています。

③ 保育園等

市立図書館と連携した団体貸出サービスを活用し、日常的な読書活動を推進していくことで、絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう環境づくりを行いました。

学童期・青年期（前・中期）における取組

① 読書習慣の定着

「朝読書」など全校一斉読書活動を継続的に実施してきました。さらに、学校司書と公立図書館司書の情報共有や合同研修会を開催し、児童生徒を取り巻く読書環境について検討しました。

¹ おはなし会

美作市では令和元年度から図書館で実施する読み聞かせ会の呼称を「おはなし会」に統一しています。

② 学校図書 の 充実

市立図書館と連携した団体貸出サービスを活用し、読書環境の充実に取り組みました。また、図書の時間を司書が補助することで、図書館資料の活用を進め、より充実した授業や調べ学習を支援してきました。

市立図書館における取組

① 図書館内の本の展示と利用促進

乳幼児期の親子をはじめ、学童期、青年期（前・中期）の子どもたちが興味を持つような本の展示方法を工夫しています。また、子どもの成長に適した本の選書と、それに合わせた情報発信を広報誌や市立図書館ホームページ、図書館だよりで行いました。



○ YA（ヤング・アダルト）コーナー等、子どもの読書への興味・関心を高めるコーナーの設置の充実に取り組んできました。

○ 定期的に本の特集展示を更新し、季節に応じたおすすめ本等を紹介しています。



② 司書同士の情報交換の更なる促進

市立図書館司書と学校司書との情報交換会を定期的に行い、相互にスムーズな連携を行ってきました。

成果・課題

・ 令和元年度岡山県学力学習状況調査の結果（資料1）では、市内小学6年生の約半数が「読書が好き」と答えているのに対し、「学校図書館や地域の図書館を全く利用しない」と答えた児童が36%を占め、全国平均29.9%を大きく上回っています。全国的に学年が大きくなるにつれ読書の時間が減っていることも、これらの調査結果から読み取ることができます。保育園、小学校では積極的に読書活動の推進に取り組んでいますが、各家庭での理解や浸透度は十分に把握できていない状況です。今後は市内児童・生徒を対象としたアンケート調査を実施するなど、読書活動の実態を把握し、成果や課題について認識するとともに、次回の計画策定にむけた基礎資料の収集が必要であると考えます。

また、スマートフォンの普及やSNS²利用の低年齢化により、簡単な会話形式の文や短縮言葉の活用、絵文字の多用が飛躍的に進んでいます。しかし、自分の考えや気持ちを他人に対して伝える文章力は低く、文章を書くことに苦手意識を持っている子どもも多く、活字離れによる「読む」力と「書く」力の低下は、国語以外の教科でも理解力低下につながるといえます。小中高校生から成人までの期間で「人間力」を高める基礎づくりになるよう、幼少期から本に触れる機会を増やし、読書の習慣づけを進める必要があると考えます。

現在、市内小中学校では定期的に図書を購入していますが、学校図書標準³達成度は令和元年度末平均で小学校86.6%、中学校91.5%です。今後も専門的知識を有する図書司書の配置を継続し、図書標準の達成を目指すとともに、学習内容に沿った資料の提供が行えるよう、適切な学習支援を行います。

² 「SNS」（英語 Social Networking Service）とは、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのこと。LINE、Facebook などがよく利用されている。

³ 学校図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。

第3章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、平成27年3月に「美作市子ども読書活動推進計画」(平成27年度～平成31年度)を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。これまで取り組んできた成果を踏まえ、新たな課題に対応するため次の点を基本方針とします。

1 基本方針

- ① 家庭・地域における子どもの読書活動の推進
- ② 学校における子どもの読書活動の推進
- ③ 公立図書館における子どもの読書活動の推進
- ④ 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

2 計画の実施期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の対象年齢

本計画の対象年齢は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条に基づき、おおむね0歳から18歳未満とします。

第4章 子どもの読書活動推進のための方策

1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子ども読書活動の推進

家庭は初めて子どもが本と出合う場であり、読書習慣は日常の生活を通して形成されるものです。子どもは家族との言葉のやりとりを通し、話すことに興味を持つようになります。また、愛情ホルモン「オキシトシン」は家族による読み聞かせ等のスキンシップで多く分泌され、子どもに幸福感を与えるとともに、自己肯定感が培われます。保護者自身が読書を楽しみ、読み聞かせを行うことで、乳幼児期からの読書習慣の定着を行い、家庭や地域での積極的な働きかけがなされるよう支援します。

重点的な取組

- ・ ブックスタート事業を継続し、さらなる充実に取り組みます。
- ・ 子育て支援センター、保健センター、または検診等の機会を利用して、家庭における読書の重要性の理解促進、支援に取り組みます。

(2) 地域における子ども読書活動の推進

子どもの読書活動を推進していくには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。特に、市立図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出合える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しみや、知識・情報を得ることのできる学びの場でもあります。そのため、市立図書館では、専門職員により年齢や目的に応じた図書資料をそろえるとともに、その活用や普及に努めていく必要があります。

重点的な取組

- ・ 読み聞かせボランティアの養成を図る研修の実施、受け入れ、会場・機会の提供
- ・ 児童クラブ等への本の団体貸出の利用促進

- ・ 移動図書館車「ぶっくる号」を有効活用したアウトリーチ活動⁴を積極的に展開し、年齢や住居地等に関わらず読書のできる環境整備に努めます。

移動図書館車「ぶっくる号」



- 市民の方に親しんでいただけるよう側面に美作市立図書館イメージキャラクター「ぶっくま」をプリントし、約600冊積載可能。

- 返却は移動図書館以外にも市内各公立図書館へ返却可能です。



⁴ アウトリーチ活動

図書館サービスの圏域内であるにもかかわらず、これまで図書館サービスが及ばなかった人々に対して、サービスを広げていく活動。

2 学校園における子ども読書活動の推進

(1) 保育園等における子どもの読書活動の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。大切な言葉の力は乳幼児期の親から子への語りかけや、絵本の読み聞かせによる温かい人間的なふれあいを通して得られます。また、絵本を通して心の響き合いをつくり、感性を磨くこともできます。さらに、絵本や物語の世界を楽しむことで、想像力を豊かにしていきます。

このように、日常的な絵本や物語の読み聞かせや読書を楽しむきっかけづくりを行う読書活動の推進は、語彙の獲得だけでなく、思考力・表現力、想像力や聞く力、知的好奇心など真に学ぶ力を身につける上で重要な役割を担っています。

重点的な取組

- ・ 保育園等の読書環境の充実、長期貸出サービスの充実を図ります。
- ・ 保育士等の読書活動への理解促進、読み聞かせ指導を行います。
- ・ 読書の重要性について家庭向けの啓発に努めます。

(2) 小学校・中学校における読書活動の推進

児童・生徒の一番身近にあり、活用できるのが学校図書館です。主体的な調べ学習や自由な読書時間を保障する期間として、学校図書館の役割は非常に高いといえます。学校図書館法において、12 学級以上の小・中学校に司書教諭⁵を必ず置かなければならないと規定されています。学校図書館機能を十分に発揮するには専門の職員が必要です。専門員が常駐することで、学校図書館の本来の役割を果たすことができます。読書活動を通じて、学ぶ楽しさや知る喜びを体得することで、更なる探求心や真理を求める態度は培われます。想像力や心の豊かさを育むとともに、論理的思考力や読解力を発達させるためにも、子ども達の読書活動支援強化に繋がる環境を整えていくことはきわめて重要であ

⁵ 司書教諭

学校図書館において専門的な職務を担当する教員のことです。学校図書館法第 5 条第 1 項及び附則第 2 項において 12 学級以上の学校には必ず置かなければならないとされています。

るといえます。

重点的な取組

- ・ 市内全小中学校に公立図書館から司書を継続的に派遣しており、さらに貸出促進やレファレンスサービスの充実を図ります。
- ・ 学校図書館・学級文庫等への長期貸出サービスの充実を図ります。
- ・ 学校図書館司書の連携を図るための研修、講座等積極的に参加し、資質向上に努めます。
- ・ 本を手に取りやすい展示の工夫や本の内容紹介等、学校図書館の整備・利用促進を図ります。
- ・ 「朝読書」などの時間を計画的に設定します。
- ・ 情報社会が進むにつれ、インターネット等の電子情報、電子サービスを活用した学習支援の役割を司書が担うことも予想されます。今後は情報リテラシー⁶教育が行える司書の育成、活用を図ります。
- ・ 「学校図書館図書標準」を満たしていない学校については、早期充足を目指し、図書資料の計画的な整備・充実を進めます。

3 公立図書館における子どもの読書活動の推進

公立図書館は子どもたちが本と出会い、豊富な図書の中から自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場であり、読書活動推進の拠点です。国や県の指針に沿った設置及び整備の充実が必要です。

重点的な取組

- ・ 市内 6 館の図書資料の充実に努めるとともに、移動図書館車「ぶっくる号」を活用し、各学校園や福祉施設・事業所等へ出向き、貸出サービスの利用推進に努めます。
- ・ クラウド型公共図書館システムの導入により蔵書管理の効率化を図ります。

⁶ 情報リテラシー

さまざまな種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし、アクセスした情報を正しく評価し、活用する能力。

- ・ 図書館ホームページを活用し貸出サービスの充実を行い、情報化を進めることで利用者の利便性向上を図ります。
- ・ 司書による専門的な指導により、書籍や新聞などの資料を読み深めることを通じ、自ら学ぶ楽しさや喜びを体得する機会を提供します。
- ・ 中学生による公立図書館での職場体験学習を積極的に受け入れ、公立図書館の役割や、必要性を学ぶ機会を創出します。



- 職場体験では、本の貸出や本の整理などの体験を通じ、利用者とは違った観点から、本と関わります。

4 子どもの読書活動に関する啓発広報の推進

子どもの主体的な読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について市民の間に広く理解と関心を深め、「子ども読書の日」をはじめとする読書週間等におけるイベントを開催するなど、全市的な取り組みになるよう努めます。

重点的な取組

- ・ 「子ども読書の日」（4月23日）は、国民が子どもの読書活動に関心と理解を深め、子どもの読書意欲を高めるために設けられたものです。学校・幼稚園・保育所・市立図書館等において、「子ども読書の日」の趣旨を踏まえ、それぞれ工夫した取組を行い、読書活動を推進する機運を醸成するよう努めます。
- ・ 広報誌や市立図書館ホームページ、SNSを通じた情報発信を行い、読書の大切さやイベント等の情報を発信するよう努めます。

資料 1

平成 31 年度全国学力・学習状況調査

【市内小学校 6 年 203 人、中学 3 年生 177 人】 ※（ ）内は全国値

問 1. 学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1 日あたりどのくらいの時間読書をしますか。（教科書や参考書、漫画や雑誌を除く）

項目	小学生	中学生
① 2 時間以上	9.9% (7.0%)	4.5% (4.8%)
② 1～2 時間	10.3% (11.3%)	7.9% (7.6%)
③ 30 分～1 時間	24.6% (21.5%)	17.5% (14.6%)
④ 10 分～30 分	27.6% (25.9%)	23.2% (23.4%)
⑤ 10 分以下	14.3% (16.6%)	14.7% (14.8%)
⑥ 全くしない	12.8% (18.7%)	32.2% (34.8%)

問 2. 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか。

項目	小学生	中学生
① 週 4 日以上	2.5% (3.5%)	2.8% (2.1%)
② 週に 1～3 回	13.3% (13.7%)	6.8% (6.2%)
③ 月に 1～3 回	20.7% (23.3%)	11.3% (12.1%)
④ 年に数回	27.6% (29.4%)	23.2% (24.1%)
⑤ ほとんど又はまったく行かない	36% (29.9%)	55.9% (55.3%)

問 3. 読書は好きですか。

項目	小学生	中学生
① 当てはまる	44.8% (44.3%)	39% (38.9%)
② どちらかといえば当てはまる	28.6% (30.7%)	27.1% (29.1%)
③ どちらかといえば当てはまらない	18.7% (16.7%)	16.4% (19.1%)
④ 当てはまらない	7.9% (8.3%)	17.5% (12.8%)

問 4 新聞を読んでいますか

項目	小学生	中学生
① ほぼ毎日	3.9% (7.0%)	6.2% (4.4%)
② 週に 1～3 回	9.9% (12.0%)	7.3% (8.3%)
③ 月に 1～3 回	20.7% (19.5%)	12.4% (15.8%)
④ ほとんど又はまったく読まない	65.5% (61.4%)	74% (71.3%)

資料2

令和元年度市立小・中学校蔵書数、図書標準数（R2.3.31 時点）

【小学校】

	学校名	実学級数	蔵書数(冊)	図書標準(冊)	達成率(%)
1	勝田小	8	4,993	6,040	82.7%
2	勝田東小	3	4,030	3,520	114.5%
3	大原小	9	6,815	6,520	104.5%
4	東栗倉小	5	4,870	4,560	106.8%
5	美作第一小	10	6,248	7,000	89.3%
6	美作北小	15	4,392	9,160	47.9%
7	江見小	8	6,110	6,040	101.2%
8	土居小	8	3,074	6,040	50.9%
9	英田小	9	5,303	6,520	81.3%

【中学校】

	学校名	実学級数	蔵書数(冊)	図書標準(冊)	達成率(%)
1	勝田中	5	6,057	6,720	90.1%
2	大原中	6	4,470	7,360	60.7%
3	美作中	12	7,824	10,720	73.0%
4	作東中	6	6,778	7,360	92.1%
5	英田中	5	9,514	6,720	141.6%

資料3

(1) 美作市立図書館 図書資料(雑誌・AV資料除く)分類別所蔵数

項目	図書館名	中央	作東	英田	東粟倉	大原	勝田
	一般書	O:総記	325	599	397	204	15
1:哲学		702	1,244	645	214	71	70
2:歴史		1,451	2,405	1,402	327	85	294
3:社会科学		1,705	4,067	1,724	850	139	179
4:自然科学		1,076	2,528	1,174	340	84	132
5:技術		2,357	3,272	2,304	432	151	237
6:産業		663	945	566	209	79	49
7:芸術		2,124	3,519	1,757	768	207	185
8:言語		252	645	280	123	18	19
9:文学		2,614	4,829	2,069	328	213	359
F:小説		4,915	5,520	5,163	391	530	503
B:文庫		1,295	3,479	1,100	594	171	840
K:郷土資料		2,580	2,948	1,498	248	155	102
R:参考図書		515	396	318	104	4	5
Y:洋書		0	13	0	160	0	0
その他		73	48	249	30	22	2
一般書計(A)		22,647	36,457	20,646	5,322	1,944	3,002
児童書	O:総記	84	150	65	51	22	6
	1:哲学	119	109	102	70	23	17
	2:歴史	757	752	502	173	122	99
	3:社会科学	527	614	367	274	60	33
	4:自然科学	899	1,239	650	653	156	95
	5:技術	411	516	341	224	103	25
	6:産業	290	281	159	149	79	16
	7:芸術	528	546	380	176	49	60
	8:言語	189	149	91	41	14	12
	9:文学	5,541	4,806	2,538	1,596	531	397
	F:小説	0	0	1	0	0	0
	E:絵本	6,766	5,117	3,020	1,859	898	641
	C:紙芝居	558	619	19	82	32	168
	B:文庫	12	5	0	15	0	9
	K:郷土資料	99	103	40	28	20	29
	R:参考図書	112	115	36	55	22	8
	Y:洋書	0	108	5,309	10	3	2
その他	39	47	36	17	0	3	
児童書計(B)	16,931	15,276	13,656	5,473	2,134	1,620	
合計(A+B)	39,578	51,733	34,302	10,795	4,078	4,622	

(2) 年齢別貸出冊数

年齢 \ 年度	H28	H29	H30	H31
0～6歳	17,009	18,020	21,048	22,507
7～12歳	13,934	14,116	15,093	14,357
13～15歳	3,275	2,761	2,176	3,382
16～18歳	1,034	788	964	525

資料4

■ 子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な

推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。